一　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上とする。

普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額－普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

二　連結Ｔｉｅｒ１比率　次の算式により得られる比率について、六パーセント以上とする。

Ｔｉｅｒ１資本の額（普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額＋その他Ｔｉｅｒ１資本の額（その他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額－その他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額））

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

三　連結総自己資本規制比率　次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

総自己資本の額（Ｔｉｅｒ１資本の額＋Ｔｉｅｒ２資本の額－Ｔｉｅｒ２資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

第三条第一項を次のように改める。

連結自己資本規制比率は、最終指定親会社を連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）として作成された連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、最終指定親会社が銀行若しくは銀行法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第八条第八項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

第三条第三項中「保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する」及び「同条第十八項に規定する」を削り、「を子法人等」を「を子会社等」に、「子法人等（第八条第一項第二号ハ」を「子会社等（第五条第二項第一号イ⑴」に、「保険子法人等」を「保険子会社等」に改める。

第五条から第八条までを次のように改める。

（普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額）

第五条　第二条第一号の算式において、普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通株式に係る株主資本の額（社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）

二　その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額

三　普通株式に係る新株予約権の額

四　普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整後少数株主持分の額

２　第二条第一号の算式において、普通株式等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額

⑴　無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（第八条第六項第一号に規定する他の金融機関等をいう。）であって、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この⑴において同じ。）である保険子会社等又は持分法（同条第八号に規定する持分法をいう。以下この⑴及び第九条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子会社等にあっては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんに含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあってはこれに相当するものをいう。）をいう。第十条第二項第六号において同じ。）を含む。）の額

⑵　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ　繰延ヘッジ損益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が前項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。）の額

ニ　内部格付手法採用最終指定親会社において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第百二十六条に規定する期待損失額をいう。以下この章において同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ホ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ヘ　負債の時価評価（最終指定親会社又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額

ト　前払年金費用の額

二　自己保有普通株式の額

三　意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額

四　少数出資金融機関等の普通株式の額

五　特定項目に係る十パーセント基準超過額

六　特定項目に係る十五パーセント基準超過額

七　その他Ｔｉｅｒ１資本不足額

３　第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一　残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

二　残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三　償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。

四　発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七　剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八　他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九　発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下同じ。）に関し当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十　払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。

十一　発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。